児童虐待防止対策に係る提言 概要

I 現状と課題

1 社会情勢

- ① 少子化、核家族化等、子ども家庭をめぐる社会情勢の変化
- ② 子どもの貧困、いじめ、不登校等、子どもをめぐる課題の多様化

2 児童虐待の現状

児童虐待相談対応件数の増加

3 国の動き

- ① 平成28年5月の「児童福祉法等の一部を改正する法律」の成立
- ② 痛ましい事件の発生を踏まえた緊急総合対策等
- ③ 令和元年6月の「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」の成立
- ④ 令和元年11月の「母子保健法の一部を改正する法律」の成立

4 富山県のこれまでの取組みと課題

- ① 児童虐待の発生予防と早期発見
 - 母子保健、子育て支援関係施策の充実
 - ・県民への正しい知識の普及啓発
 - ・ 発生予防・早期発見のための関係機関との連携
- ② 児童虐待発生時の迅速・的確な対応
 - ・ 児童相談所における相談・支援体制の充実・強化
 - 市町村の児童相談体制の充実・強化
- ③ 要保護児童の自立支援
 - 虐待を受けた子ども等へのケア
 - 親子関係の再構築
 - 社会的養護の推進

Ⅱ 基本的な考え方

「子どもの笑顔と元気な声があふれる 活気ある地域社会」の実現に向け、 児童虐待防止対策の更なる充実・強化を図る。

<u>児童の福祉を保障するための原理(児童福祉法)</u>

- 第1条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、 その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。
- 第2条 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健 やかに育成する責任を負う
- 第3条 これらは児童の福祉を保障するための原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施行にあたって、常に尊重されなければならない。

Ⅲ 具体的な方策

1 児童虐待の発生予防と早期発見

観点① 児童虐待が起こらない環境づくり

- 地域子ども・子育て支援事業の充実
- ・ 子育て世代包括支援センターの設置促進、母子保健、子育て支援関係施策 の充実
- 相談手段の多様化
- ・ 学校における養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等による相談体制の充実
- ・ 親権者等による体罰の禁止など、県民への児童虐待に関する県民の正しい 知識の普及と理解促進
- ・ 児童クラブや放課後子ども教室、放課後児童クラブ、児童館など、学校・ 家庭・地域等が密接に連携した取組みの推進

観点② 関係機関との連携強化による発生予防・早期発見

- ・ 通告窓口の周知
- 関係機関への普及啓発・研修の充実
- ・ 社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者への相談体制の充実
- ・発達障害等の特別な配慮を要する子どもへの支援体制の充実

2 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

観点③ 児童相談所・一時保護所の充実

(人員体制)

- 児童福祉司、児童心理司、児童福祉司スーパーバイザーの増員
- 市町村支援児童福祉司、里親養育支援児童福祉司の配置
- ・ 保健師の専任配置の検討
- ・ 職員の専門性向上
- ・職員が児童相談所での職務経験を積めるよう人事異動への配慮
- 弁護士との協力体制
- 一時保護所の宿日直体制のあり方の検討

(施設)

- 人員体制強化、機能強化に対応した施設の拡充
- ・ 個別性に配慮した生活環境や学習環境の充実等、一時保護所の養育環境の 整備
- 富山児童相談所の施設のあり方の検討
- ・高岡児童相談所の全面移転改築

(その他)

- 市町村との役割分担のあり方の検討、民間団体等との協力体制の検討
- 一時保護児童の意見表明権の保障のための方策の検討
- 児童相談所(一時保護所)の第三者評価の導入の検討
- ・ 全国の都道府県間の情報共有システム構築への適切な対応
- ICT、AIの活用についての研究
- ・ 外国人の子ども・保護者への相談体制整備

観点④ 親子分離(介入)と保護者支援の両立

- ケースに応じて介入機能と支援機能を別の職員が担当する対応
- 子どもの安全確保を最優先に躊躇なく一時保護を実施

- ・ 保護者支援機能の充実・強化
- 家族再統合に最大限努力
- ・ 施設入所等児童の養育状況等の市町村との情報共有や継続的な支援体制づ くり

観点⑤ 児童虐待とDVが重複して起こる事案への対応など、 他機関との連携が必要な事案への対応

(DV対応との連携)

- ・国のガイドラインの検討を踏まえた配偶者暴力相談支援センターとの連携体制 の整備
- 女性相談センターの人員体制の強化 (他機関との連携)
- ・ 警察との連携推進
- ・ 協同面接の適切な実施
- ・ 家庭における様々な課題に関わる専門機関・支援施策との連携

観点⑥ 市町村の相談体制の強化/児童相談所と市町村の連携強化

- 市町村職員の専門性の向上
- 要保護児童対策地域協議会の専門性の向上
- 市町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進、母子保健分野と子ども家庭福 祉分野の連携強化
- 児童相談所の市町村支援児童福祉司の配置等、市町村支援機能の強化
- 市町村と児童相談所の協働や役割分担のあり方の検討、共通リスクアセス メントシートの活用
- 市町村と児童相談所の相談情報の共有
- ・ 中核市児童相談所の設置についての富山市との情報共有や全国動向の注視
- 子育て支援、母子保健、保育、学校教育、障害福祉等、市町村事業の充実 や施策の領域を超えた連携推進

観点の 民間団体の育成・活用

- NPO等民間団体の育成・支援
- ・ 民間のノウハウの活用の検討
- ・ 児童家庭支援センターの設置促進

3 要保護児童の自立支援

観点® 心理的課題を抱える子どもたちへのケア

- ・ 児童養護施設におけるケアの充実、医師・児童自立支援施設との連携推進
- 児童精神科医の育成・確保

観点9 社会的養護の充実

- 子どもの最善の利益を優先した社会的養育推進計画に基づく取組みの推進
- 里親委託の推進、里親養育支援体制(フォスタリング機能)の整備
- 児童養護施設等の小規模かつ地域分散化、高機能化、多機能化・機能転換 の推進
- ・ 施設退所者等へのアフターフォローや支援の充実

4 今後の児童虐待防止対策の推進体制

観点⑩ 施策の進行管理

富山県社会福祉審議会児童福祉専門分科会などへの報告、意見聴取